

京都市告示第 185号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成16年5月28日

京都市長 梶本 頼 兼

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
千束御室線	右京区御室大内4番地地先から	旧	メートル 257.90	メートル 0.90
	同町3番地の6地先まで	新	257.90	4.01 ~ 15.24
深草経137号線	伏見区深草直違橋十一丁目222番地の1地先から	旧	9.40	2.65 ~ 2.90
	同町124番地の2地先まで	新	9.40	2.56 ~ 3.48
桃山経50号線	伏見区桃山町板倉周防37番地の2地先から	旧	109.40	5.45 ~ 6.30
	同町32番地の2地先まで	新	109.40	5.81 ~ 6.52
桃山緯49号線	伏見区桃山町板倉周防37番地の2地先から	旧	128.30	1.80 ~ 2.89
	同町38番地の1地先まで	新	128.30	1.82 ~ 7.65

(建設局道路部道路明示課)